乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位1瓶	40,000	—	96,600	136,600	90,400	227,000
インヒビター製剤	延人数	900	6,500	22,200	29,600	9,800	39,400
血液凝固第Ⅷ因子	1瓶	—	118,000	500	118,500	38,100	156,600
トロンビン	10000単位1瓶	0	—	—	0	3,300	3,300
人免疫グロブリン	2.5ｇ1瓶	2,000,600	124,000	—	2,124,600	427,400	2,552,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位1瓶	0	24,500	—	24,500	20,900	45,400
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍1瓶	—	8,800	—	8,800	8,800	17,600
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	—	45,100	—	45,100	39,300	84,400
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	321,200	—	—	321,200	209,500	530,700
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	600	—	—	600	100	700
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	40,900	—	—	40,900	12,500	53,400
乾燥濃縮人C1－インアクチベーター	1瓶	—	8,400	—	8,400	2,300	10,700
ヘミン	0.25ｇ1管	—	100	—	100	100	200

（注）

「28年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第三　平成29年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25%50mL1瓶	1,403,000
乾燥人フィブリノゲン	1ｇ1瓶	10,300
細織接着剤	cm²	3,080,000

血液凝固第Ⅷ因子	1000単位1瓶	79,100
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位1瓶	40,000
インヒビター製剤	延人数	900
血液凝固第Ⅷ因子	1瓶	—
トロンビン	10000単位1瓶	—
人免疫グロブリン	2.5ｇ1瓶	2,000,600
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位1瓶	—
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍1瓶	—
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	—
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	321,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	600
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	40,900
乾燥濃縮人C1－インアクチベーター	1瓶	—

○厚生労働省告示第百二十号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用するものとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成十九年四月から平成二十七年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付するものとされた保険料を追納する場合（平成二十九年四月に平成二十七年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成十九年四月から平成二十七年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付するものとされた保険料を追納する場合（平成二十九年四月に平成二十七年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成十九年四月から平成二十七年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付するものとされた保険料を追納する場合（平成二十九年四月に平成二十七年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成十九年四月から平成二十七年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付するものとされた保険料を追納する場合（平成二十九年四月に平成二十七年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。